

低圧自由料金プランの各種約款・要綱の変更について

当社は、2024年4月1日から、低圧自由料金プランの各種約款・要綱について以下のとおり変更いたします。

○変更の内容

(1) 電気標準約款 [低圧]

項目		変更内容
本則	15 料金の算定期間	2024年4月1日付けの託送供給等約款等の変更において、「検針期間」が「供給側検針期間」に、「計量期間」が「供給側計量期間」にそれぞれ変更されたことから、当該用語の変更を反映いたします。
附則	—	2024年4月1日から実施する旨を規定いたします。

(2) 需給契約要綱および選択約款 (共通)

項目		変更内容
本則その他	料金その他	電気料金の見直しにともない、基本料金、電力量料金その他の料金単価を変更いたします。
附則	この契約要綱または選択約款の実施にともなう切替措置	需給契約要綱等の変更日(2024年4月1日)を含む電気料金については日割計算により算定する旨の切替措置を規定いたします。

(3) 需給契約要綱のエネとくスマートプラン

2024年4月1日よりご加入対象を拡大することにともない、対象となるお客さまに係る規定を見直しいたします。

(4) 需給契約要綱のeタイム3プラス

暖房融雪割引の適用を受ける場合の暖房融雪割引額には、割引機器区分および容量に応じ1月あたりの上限額として、暖房融雪割引上限額を設けています。

お引越して検針期間の途中で電気の使用を終了される場合などで、料金の算定期間が「1月」に満たないときは、暖房融雪割引上限額は日割計算したものを適用しておりますが、当該日割計算の取扱いについて規定に明記いたします。

以上